

# お知らせ版

No.1249

## ●町からのお知らせ●

### 行政相談委員に 「相談ください」

※お問い合わせ先

総務企画課庶務G

☎662・2111

国、県、町などの行政機関の仕事、手続き、サービスなどで困っていること、要望したいことはありませんか。総務省から委嘱されている行政相談委員が、無料、秘密厳守で相談に応じます。

●日時 2月8日(月) 午前9時～正午

●場所 中央公民館第1研修室

●相談員 黒沼裕一氏

(中山町担当行政相談委員)

※予約不要です。当日会場へお越しください。

事業主・農業経営者の皆さんへ

### 償却資産の申告について

※お問い合わせ先

住民税務課庶務G

☎662・2112

平成28年1月1日現在で町内に償却資産(農業用の機械や、会社や工場、商店などで事業用に使う機械や器具、備品等の有形固定資産)を所有している個人または法人は、その取得価格等について申告する義務があります(自動車税および軽自動車税の対象車両は除く)。

●受付期間 1月4日(月)～2月1日(月)

●受付場所 住民税務課庶務G(役場1階5番窓口) ※郵送も可

※申告書は、資産が増減がない場合でも必ず提出してください。また、申告書の送付がない方でも、償却資産を町内に所有している方は申告が必ずです。

ふるさと納税ワンストップ

### 特例制度について

※お問い合わせ先

住民税務課庶務G

☎662・2112

寄附先の自治体へ申告特例申請書を提出している方でも、特例制度の対象とならない場合がありますのでご注意ください。次の方が控除を受けるためには確定申告を行い、寄附金控除もあわせて申告する必要があります。

①自営業者等でもともと確定申告をしなければならぬ方

②給与所得者等で医療費控除などの控除を受けるために確定申告をする方

③平成27年1月1日から3月31日までふるさと納税をされた方(特例制度の対象となるのは平成27年4月以降の寄附からです)

④6か所以上の自治体へふるさと納税をされた方

## 下水道管路調査・補修工事を実施します

※お問い合わせ先 建設課下水道管財G ☎662-2115

調査および補修工事にあたり、片側交互通行止め(状況により一部車両通行止め)を行いますのでご理解とご協力をお願いします。

### 【下水道管路調査】

公共下水道管路内の維持管理業務の基礎とするため、管路内テレビカメラ調査を行います。

●調査箇所 下記のとおり

●調査期間 1月18日(月)～2月12日(金) ※天候等により変更になる場合があります。

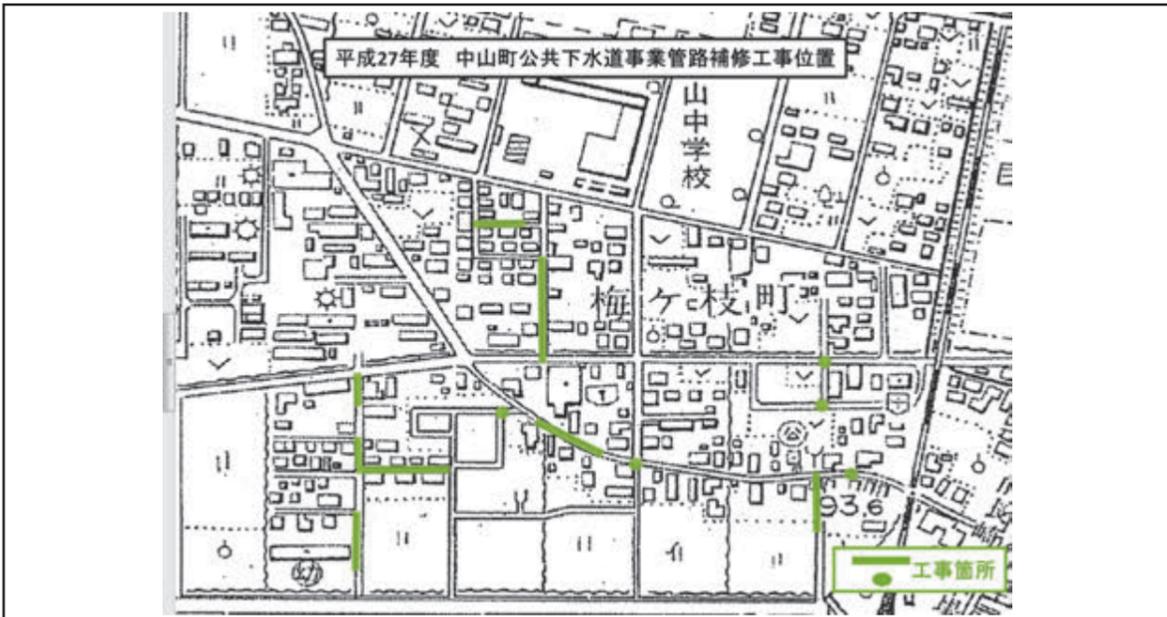
◆調査時間は1か所につき1～2時間程度です。



### 【下水道管路補修工事】

●工事箇所 下記のとおり

●工事期間 1月18日(月)～1月30日(土) ※天候等により変更になる場合があります。



## ひまわり商品券をお持ちの皆様へ

使用期限は、平成28年1月18日(月)までです。期限後は使用できなくなりますので、お使い残のないよう、ご注意ください!

●利用できるお店「中山町商品券振興会」加盟店。ノボリとポスターが目印です。

※お問い合わせ先 中山町商工会 ☎662-2207

## 今月の納税等

納期限 2月1日(月)

- 町県民税 4期
- 国民健康保険税 7期
- 介護保険料 7期
- 後期高齢者医療保険料 7期

◆税額に変更のある方については、1月15日(金)に変更の通知を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認ください。

※お問い合わせ先 住民税務課庶務G ☎662-2112